

平成 23 年度向日市男女共同参画審議会第 1 回会議録

- 1 日時 平成 23 年 10 月 12 日（水） 午後 2 時～ 4 時
- 2 場所 向日市役所 大会議室
- 3 出席者 竹井委員・伊澤委員・工藤委員・清水委員・仲島委員・松本委員
酒井市民生活部長 山根市民生活部次長 大原係長 長谷川係長 緒方主事 計 11 人
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 (1) 第 2 次男女共同参画プラン概要及び同プランに対するパブリックコメント結果について
(2) 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成 22 年度進捗状況報告について
(3) 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成 19～22 年度進捗状況報告について
- 6 会議資料
資料 1 「第 2 次向日市男女共同参画プラン（案）」に対する市民から寄せられた意見及び向日市の考え方について
資料 2 平成 22 年度向日市男女共同参画プラン（改訂版）推進状況報告書（案）
資料 3 平成 22 年度向日市男女共同参画プラン（改訂版）進捗状況管理表（案）
資料 4 平成 19～22 年度向日市男女共同参画プラン（改訂版）推進状況報告書（案）
資料 5 平成 19～22 年度向日市男女共同参画プラン（改訂版）評価結果データ一覧
資料 6 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成 19～22 年度の取組状況

議事(要約)

1 開会

2 議事

(会長) 傍聴について確認する。

(事務局) 希望者なしの報告。

(1) 第 2 次男女共同参画プラン策定概要及び同プランに対するパブリックコメント結果について

(会長) 第 2 次男女共同参画プラン策定概要及び同プランに対するパブリックコメント結果について、説明をお願いします。

(事務局) 第 2 次男女共同参画プラン（冊子）及び資料 1 について説明。

(会長) パブリックコメントの概要については、送られてきた意見を市が内容を要約して掲載しているが、例えば、2 番目内の「ジェンダー視点について、子供の家庭のあり方にぶつかることがある」については、結局、何を言いたかったのかわかりにくい。意見の要約の際には、もっと配慮が必要ではないか。

(事務局) このご意見は、性的役割分担意識の解消を急に家庭に持ち込むと、混乱する子供も中にはいるのではないかと、という意味で理解している。

(会長) 意見の内容はともかく、わかりづらいまとめ方である。

また、最後の意見に「客観的な見方を育てることは非常に困難である」とあるが、何が客観的なかわからない。これは感想なのか。どうしてほしいという要望が入った意見だったのか。

(事務局) 要望等はなく、単にこれは難しいというものであった。行き過ぎた性教育等に対して

述べたものと考えている。

(会長) ホームページ等にも、この資料1と同じ表現で掲載しているのか。

(事務局) 同じものが掲載済みである。

(委員) パブリックコメントへの応募は結局2人だったが、1人の意見として分断せずに回答した方が、どういう考えの方が質問されているかわかるので良かったように思う。その人が貫いている考え方がわかるよう、2人程度ならそのまま見せてもらっても良かったのでは。

(会長) 公表しなくても、審議会の中だけでも原文のまま見せてほしかった。

また、それ以前の問題として数が少なすぎる。2人をもって意見を代表させるのは難しい。あとの14名は、市外在住の方と無記名の方ということで無効になってしまったが、市外はともかく無記名の方の中に有益な意見があれば良かった。

(事務局) 参考までに、対象外となった意見の中で一番多いものを紹介すると、コンピューターソフトやインターネット等の架空の人物の人権まで対象にするのは、表現の自由の侵害であり、男女共同参画の視点としていきすぎではないか、という意見であった。これらは、異なる人物から同じような文面で多数寄せられた。

また、男女共同参画の分野に、国はお金を入れすぎではないか、という意見もあった。

(委員) パブリックコメントの書き方は、項目毎に意見を述べる形式だったのか。

(事務局) 書き方は指定していないため、項目毎に意見を書いた方や、全体的に論文形式で書いた方など人それぞれである。

(会長) 2人からしかコメントがなかったことについて、考える必要がある。向日市の他のパブリックコメントについても似たような状態なのか。

(事務局) 他のパブリックコメントも傾向は同じである。

(会長) 向日市では、こういったパブリックコメントによって、施策に自分の意見を反映させるという手法が根付いていないのか。無関心なのか。

(委員) 感想をいうと、私たちは当初から女性センターをつくってほしいと言い続けており、パブリックコメントの最初でも同じような意見があり、良いご意見だと思った。

人口5万5千人程度の市では、女性センターをつくるのは難しいのか。この答えだと、いつになるのか見通しがたない。

長岡京市では、男女のパブリックコメントは80件寄せさせた。人口は8万人と異なるが、市民団体でも、男女共同参画に興味がある団体はいくつもある。向日市民は感心がないとしかいいようがない。こんな計画以前の問題のようにも思い、ショックを受けた。

市外の方がこのプランの中身をどう感じたか、具体的な意見があればきかせてほしい。

(事務局) 具体的には、プラン49頁、施策番号5「性や暴力表現を扱った出版物やコンピューターソフト、またはインターネット等におけるわいせつ情報などの性の商品化に対し、人権尊重並びに青少年健全育成のための啓発活動を推進する」に対する攻撃的な意見が多くあった。これが、性描写に対して規制をかけるものではないかと、表現の自由が犯されると広く解釈されて、たくさん意見があった。

(会長) これは、東京都でつくった条例の影響だと思われる。人間でなくアニメのようなものでも、未成年と思われるものが性的な画像に使われるのを規制する条例で、一時期、表現の自由を規制するものだとして議論になった。向日市の条例はそのような具体的

なことはのっていないが、おそらく、同じような感じですべてのところに意見を出しているのでは。時期的にもちょうど重なるので、そういう流れは理解できる。

(事務局) もう一方で、先ほど少し触れたように、男女共同参画の国の施策にこんなたくさん予算をつぎこんで、と国の施策についての反対意見をそのままぶつけてきている内容が多くあった。

(会長) だいたいの傾向がわかった。このプランに関わるものは、資料にある程度のものであるということに理解した。

(委員) 2 頁 施策番号 58 の事業所への出前講座についての意見は、すごく良い意見だと思う。職場の中では、ワークライフバランスなどを積極的に取組みましようとは言いつらいものである。全く違う場所でいろんな方が集まった中では言えるが、職場の中ではとてもいえない、ということの意味していると思う。だから出前講座のやり方を工夫してくださいという意味なのに、若干、回答の中身が外れていると思う。市でいろいろ工夫して事業を行っても、このあたりのやり方を間違えれば効果がでないと思うので、そういう意味でも良い意見だと思う。

(委員) このような企業へ出向いて講座を行う機会はあるのか。

(事務局) これまではない。新プランに掲載しているので、今後行う予定。

(委員) 健康や福祉の問題を学ぶならまだしも、働く人に関する講座の希望は少ないのではないか。

(委員) 規模の大きいところならある程度効果はあると思うが、小さい規模の会社では難しいかもしれない。

(会長) 向日市の考え方の回答が、全体的におもしろくない。

例えば、1 番目の回答でも、「整備へ向けての取り組みを継続して実施してまいります」では、何の具体性もない。「整備」とは何なのか。要は、やりません、をオブラートに包むとこうなるのかなという感じである。

(委員) 行政は計画に乗っ取ってするだけという印象。担当課も必死になってます、というかんじがあれば救いもあるが、それもない。

(会長) パブリックコメントを出した市民も2名なら、それについて興味を持っている人も非常に少ないということ。だからニーズもない。

(委員) 女性センターが記載されているが、女性センターが何をするとところかも一般的には知られていない。女性センターの中身がわかっていない人が多数いることも問題である。公民館で足りているのではという考え方がある。

(委員) 市民活動が活発になれば、活動場所が必要である。向日市は公民館で足りているのか。

(事務局) 市内には無料で利用できる施設として、地域の公民館の他に、コミュニティセンターが6箇所あるのでここを利用されている。

(委員) 市民協働センターも寺戸公民館の中にあり、事務局からは、ここで男女共同参画の拠点施設を兼ねているという説明であったが、その旨の看板もなく兼ねていることは市民にはわからない。

条例の中には拠点施設をつくとあり、それを願ってきている。その取っかかりが市民協働センターときいているが、市民に周知されていない。あの場には看板もなければ説明もない。今後の見通しもたっていない。

(会長) 具体性が全くない。以前の公募市民によるワークショップ式意見交換会の中でもでた意見である。毎回言われているが、答えは変わらない。

- (委員) 協働センターを女性センターとして位置づければ、きちんと「人」が必要。自由に話をする場はあるが、指導してくれるような人はいない状況である。
- (会長) といった問題が委員からも出ている。このパブリックコメントへの答えはもう公表済みであるが、向日市の考え方の答えの中には、この答えでは不足ではないかという考えも委員の中にはあることを理解いただきたい。
- (2) 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成 22 年度進捗状況報告について
- (会長) 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成 22 年度進捗状況報告について説明をお願いします。
- (事務局) 資料 2・資料 3 について説明。
- (委員) 資料 2 の 13 頁、行政委員がいない審議会について、男女共同参画担当課の所管事業である向日市文化政策会議において、女性委員が一人もいないとなっている。自ら手本を示すという点で、こういうところから推進する必要があると考えるが。
- (事務局) この表の中で、向日市文化政策会議と向日市指名業者選定委員会については、関係の管理職の宛て職ばかりで委員が構成されている。従って、その構成員の管理職に女性がいないと、女性委員がいないということになってしまう。従って、このような宛て職ばかりの会は、この表の対象に入れるべきではないようにも思うが。
- (委員) しかし、審議会であるならば、女性が入って意見を反映すべきなのではないか。管理職がない場合は、管理職でない女性が入って意見をいうように変えられないことでもないと思う。
- (会長) これは、以前からの懸案であり、その制度自体を変えられないかという意見は、以前からあったと記憶している。
- (委員) 例えば、防災会議などは必ず女性の視点が必要。20 名も委員がいるので、宛て職でもそういったところに食い込んでいくことが必要と考える。女性の視点が必要と、ルールを変えるよう働きかけてほしい。
- (事務局) 地域防災計画においても、防災訓練や避難所開設等の際には女性の視点を入れるよう京都府からも指導があるときいている。
- (委員) そういう女性の視点が網羅されなくてはいけない。一部だけ入るのはいけない。
- (委員) 3. 1. 1 を契機にしても、女性も防災に関わらなくてはいけないことがわかったと思う。人事課の公平委員会でも、女性がいなくてはいけないと思う。農業委員会については、女性が委員に入っているケースが京都府下にもたくさんある。
- (事務局) これは 22 年度の報告であるが、23 年度からは農業委員会に女性委員が 2 名入ったときいている。
- (委員) それは朗報である。このプランの成果かどうかはわからないが、数値目標に少し近づいた。
- (事務局) 計画をつくるにあたって、宛て職の部分の率を少しでも上げていきたいということで、23 年度から新規に審議会等を立ち上げる場合には、市民参画課に男女共同参画の視点が入っているかチェックも含めて起案の合議を回してもらって事務の流れに変えていこうとしている。従って、23 年度からはもう少し改善されるのでは。
- (会長) 素晴らしい回答でうれしく思う。それ以外で何かないか。
- (委員) 資料 2 の 15 頁の相談状況の中に、「ジェンダー統計では、役割逸脱不安が多く」とあるが、「役割逸脱不安」とはどういう意味か。
- (会長) 「ジェンダー統計」という言葉自体もよくわからない。15 頁の最後の 3 行の説明を

求める。

(事務局) 「役割逸脱不安」とは、性的役割分担意識にとられるが故に抱く不安感を広く示し、例えば、性的役割分担意識に沿った「良い母」でなくてはいけないと過度に思うため、「できていない自分はだめな人間だ」「こんな私でいいのだろうか」と思うなど、性的役割分担意識の価値観にとられるばかりにそれ以上考えが広がらず悩みを増やされているような方がもっているもの。悩みの内容は違っても、その根底に「女性はこうあるべき」という性的役割分担意識の観念があるためこのような不安意識を持つ。

「ジェンダー統計」とは、「この女性のための相談等におけるDV件数」を指しており、これまでからも報告書にはこの言葉を使っているが、なぜこの言葉を使うのかはわからない。

(会長) ここにいきなり「ジェンダー統計」の言葉がでてきても意味がわからない。「ジェンダー」という言葉は多義的な言葉なため、読んだ人がわからない。先ほどのパブリックコメントでも「ジェンダー視点」とあったがこれもそうであるが、使わないで説明する方が良い言葉である。

また、「役割逸脱不安」と「夫婦間暴力」は重複しており、これが項目としてどうなるのか、項目が「生き方」「こころ」等いろいろあるが関係がわからない。「DVの被害者が自分に非があるのではないか、と生き方に悩んでいる例があった」というふうに説明するとわかりやすい。これは特別なカウンセリング用語として業界ではあるのかもしれないけど、このまとめ方ではわかりにくいので、この言葉を使わずに平易に書いた方が良い。

(事務局) 女性のための相談の際に、カウンセラーの方からの報告がある。そのときの分類をそのまま利用している。わかりやすい表現に変更したい。

(会長) 最後の行の「女性が役割に縛られて生きづらさを感じている傾向は昨年同様に高くなっています。」とあるが、データがないため、昨年がわからない。安易に結論付けない方が良い。

(委員) 「ジェンダー統計からわかることは」の部分は、「相談状況からわかることは」に変えた方がわかりやすい。

(委員) 分類の「こころ」も精神問題であるし、行政がこのような言葉を使わない方が良いのでは。

(会長) 報告書のこの部分は、用語をわかりやすくした方が良い。

(委員) 「女性のための相談等におけるDV等件数」の年推移をみると、平成18・19年度に落ち込んで、そのあと急激に上がっているが、何か理由があるのか。

(事務局) 平成21年度は、相談回数を月に1回から2回に増やしたことにより、相談件数が増加した。平成22年度については、かなり広報に力を入れた。相談しやすいように月ごとに相談テーマを設定して広報紙に掲載したり、公共施設の女子トイレに相談カードを設置したりした。

(会長) 相談カードは、いろいろなところで認知度が上がってきたような気がする。工夫しただけ効果が上がっている。

(事務局) 反響が大きく、問い合わせや相談自体、格段に増えたように感じている。

(委員) そういった努力も評価すれば良いのでは。

(委員) DV被害者は、逃げなくてははいけないし、夫からかくまわなくてははいけない。相談に

行けない人、共依存で夫からはなれられない人も多い。そこをどうするか。また、一緒に集計されているが、この中にある深刻なケースについて気になる。

- (会長) 府ではシェルター等の事業は行っているのか。緊急で必要な場合は、そういったところに案内するのか。
- (委員) 案内するだけではだめで、連れていくなどしてあげなくてはいけない。
- (事務局) 府ではシェルター事業を行っている。平成 20 年度に市民参画課ができてからは、すぐにシェルターに連れて行くような緊急性の高いケースはなかった。既に自分で逃げる段取りをされているため逃げ場所のある方や、他市から逃げて来られる方はまれにある。逃げて来られた方等については、市民参画課が主体となって、保育所担当課や国保担当課などその方が必要な課へ同行して案内している。
- (委員) 児童虐待では現場へ出向いていくが、女性問題の方はそういったことはしない。相談の日に来てくれという対応なので、政策の視点の違いを感じる。
- (委員) 資料 2 の 16 頁 DV 等被害者支援担当者会議の記述で「庁内各担当課で情報を共有し」とあるが、どのくらい担当課があるのか。
- (事務局) この会議では、市民参画課・市民課・地域福祉課・障がい高齢福祉課・子育て支援課・医療保険課・学校教育課の担当が集まって、DV 被害者を発見した場合、どのように対応及び連携していくのか協議している。実際に、例えば国保証を申請に来られた方に DV を発見した場合は、市民参画課がすぐに出向いて必要な情報をききとり、共通シートを作成した上で、児童がいれば学校教育課などその他の必要な課へつないでいくことを行っている。
- (委員) 情報共有と方針を決めるような年 1 回程度の会議以外にも、緊急性のある場合に関係者がすぐに集まって行うケース会議のようなものも必要では。
- (事務局) ケース毎のそういった会議も開催している。
- (委員) そういった会議を年何回開催しているというようなものも、記載しても良いのでは。迅速に動ける体制になってきていることは安心だ。
- (委員) 資料 2 の 14 頁 女性職員の管理監督者への登用については、去年は、若手職員が増えているので、いずれは管理職等のポストへついていくことが広がっていくとのことであったが、現状は引き続きそういう状態か。
- (事務局) 職員数は、若手の割合が大きく、年齢が上がるほど女性が少ない状態である。
- (委員) 数の問題だけか。若手女性職員は、管理職になりたいと思っているのか。思わないような厳しい職場環境や躊躇するような状況にはないか。
- (事務局) 女性職員の意識調査等を行っていないため、そこまではわからない。
- (委員) 小学校の校長には女性がいるが、中学校の校長には女性がいない。
- (会長) 小学校も中学校も数が少ないため、一人増えると大きく割合が変わる。徐々に変わっていくことを期待する。
- (委員) 市の職員については、今後かなり管理職比率が上がっていくのでは。
- (委員) 女性は管理職になる際、男性よりも気持的に厳しいと思うので、よりフォローをきっちりしてほしい。
- (委員) いろんな考え方をいれるという点でも、女性の管理職登用は大切である。
- (委員) 資料 2 の 11 頁 実施できなかった施策の問題点と課題において、施策を実施できなかったのは主に予算的な問題なのか。
- (事務局) 未実施になっている事業の中では、指定の担当課以外の課でじつは実施しているとい

うケースがある。例えば、Ⅱ-9-17については、生涯学習課では講座の開催数に限りがあるため今年度は実施できなかったが、市民参画課の「女と男のいきいきフォーラム」において鈴木光司さんに自身の子育てのお話をしていただいた。また、男女共同参画週間記念講座においても、ワークライフ・バランスの内容の講演を行った。Ⅱ-10-19も同様であり、このように担当課以外では行っているというケースがある。

(会長)

担当課の偏りということか。

(事務局)

そのとおり。

また、Ⅰ-1-1の市民意識調査の実施については、平成22年度は未実施であったが、平成21年度に実施している。調査は、毎年実施するものではないが、単年度ごとに回答しているため、このようなものが未実施であがってくる状態である。なお、Ⅰ-1-5も同じようなケースである。

(会長)

意識の変化を調べるものは、毎年行うものでもない。

(事務局)

次の進捗状況調査は新プランが対象となるため、そのあたりを解消するよう考えていきたい

(委員)

男女共同参画の推進には市民の意識が大切であり、推進していくような市民活動団体等が増えることが必要。そういった団体が育つよう支援することが行政の役割であり、男女共同参画といったことを考えようとする市民側の活動がなければ、施策に対する意見等もでてこない。

(事務局)

市は市民協働センターかけはしを設置し、市民活動をサポートしているが、まだ十分に機能しているとはいえない状態である。市民活動団体についても、現在は男女共同参画を目的とした団体は少ないが、全体の活動団体数を増やしていく中で、そういった団体も増えるよう支援していきたい。

(委員)

市民活動団体の活動の中には、必ず男女共同参画や人権の視点が必要であり、活動目的はともかく、どの団体も活動する際に理念として入っていないと困る。

(会長)

市民協働センターの交流会等において様々な団体が交流する中で、いろいろな意識が共有されるようになれば理想である。

(委員)

市民協働センターにおいて事業は行っているが、職員の配置などからもその役割を十分果たしているとはいえない。職員はもっと話やすい人の方が良い。

(事務局)

市民協働センターにおいて活動団体を支援するためには、「人」が大事だと認識している。今後はそういった面で力を入れていきたいと市としても考えている。

(委員)

1回だけ大きな事業をするのではなく、地道に交流活動を続けていくことが市民参画につながる。市はそういったことを行っていくべき。

(会長)

資料2の11頁 Ⅰ-1-2の性的マイノリティについての啓発は、毎年未実施になっている。こういった研修は毎年実施しなくても、何年かに1回、とりあげていけば良いと思う。

(3) 向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成19～22年度進捗状況報告について

(会長)

向日市男女共同参画プラン（改訂版）平成19～22年度進捗状況報告について、説明をお願いします。

(事務局)

資料4、資料5、資料6について説明。

(会長)

質的なものを量的なものに変換しているが、もとは質的なものなので、数字に変えてグラフにすればわかりやすいかといえばそうでもない。有効度でも、1と3とでどう違うかわからない。作成にはものすごい時間と労力がかかったと思うが、こういうま

とめ方の有効度自体がわからない。

- (委員) 人権尊重や男女共同参画の高い意識レベルのことを、「達成できた」と表すことが間違っているのでは。
- (会長) プラン中の具体的な事業をやったかどうかだけで、「事業をやったことイコール目標達成」ではない。これは「人権尊重の意識づくりをめざした事業の達成度」であって、「成果を上げた」ということは「事業を行った」ということで、事業の効果までは読めない。市民意識についてまで、グラフのとおり達成したというものではない。
- (委員) 達成率100%とあるが、事業を1回しただけで意識が変わるようなことはない。
- (委員) 「事業ができた」ということであるのに、「意識が変わった」と勘違いしてしまう。
- (会長) 男女共同参画社会の観点からの有効性の評価は、どうやって3段階評価したのか。
- (事務局) 各担当者が主観的に評価している。
- (会長) 最初の数字がとても主観的で曖昧さを含んだものであるのに、その後、とても精密な計算をしている。そういう意味でも領域図などは意味があるのか。例えば、「家庭における男女平等の推進」は、達成度も有効度も低い。重要ではないということか。
- (事務局) これは例えば、「PTA活動等地域社会において、固定的な役割分担を前提に運営されることのないように留意する」等の達成度及び有効度が低いことが影響している。PTA活動に対してはそういった指導が難しく、市の方の関わりがしづらいということで有効度が低くなっている。
- (会長) 男女共同参画の施策としてどうかという点と、市の関わりがしづらいということは少し違う。有効度には違う尺度があり、それが一緒になって結果としてでてしまっている。従って、このデータの解釈は難しく、ここからこの事業をやめようとかそういった判断はできない。客観的な基準がないと、この数字をもとにあとの細かい計算をする価値があるとは思えない。小数点以下まで%をだすのではなく、3段階評価等で良いのでは。
- (事務局) これから新プランの進捗状況のまとめ方についても、考えていく必要がある。
- (会長) 今までの達成度とは別に、有効度という評価の視点を入れたのは評価できる。しかし、進捗度とはもかく有効度については、主観に基づいているという点で点数化して統計に使える数字かはわからない。有効度を入れても良いが、領域図まで意味があるのか疑問である。
- (委員) こういった新しいプランニングを進めていく方法としては、第1次推進策、第2次推進策というように段階を踏む必要があると考える。そういった意味で今回のデータの結果は、向日市はこの問題について市が中心になって推進しているという結果は表れているように思う。主導権をとって市民を指導していこうという意向が強いこと、5年間に多くの事業を実施したという成果はわかる。この表は、意識を市民に浸透させるように変えていくためには、どのような施策をするべきかを考える資料としては評価している。
- (委員) 事業をやったかどうかの評価だということを、はっきり記載しておけばいい。
- (委員) 事業をできたかどうかであり、それがさらに市民に浸透したかどうかは次の段階であり、次の目標となる。
- (会長) つまり、全体の傾向を見るということには良い、ということはいえる。
- (委員) 事業をまず行っていき、そのやり方が良いのかどうかを検討するための資料としては良いのでは。

- (委員) 資料4の題名についても、「向日市男女共同参画プラン（改訂版）事業推進状況報告書」と「事業」を入れれば良い。
- (会長) そのように、誤解を招きそうなところは明確に表現してほしい。
- (委員) どの資料を公表するのか。
- (事務局) 資料4と5を公表する。資料6のグラフは資料4に掲載されている。
- (会長) 本日の審議について終了した。次回日程について説明を求める。
- (事務局) 次回は2月上旬を予定している。委員には、12月頃に日程調整をお願いしたい。

以 上